

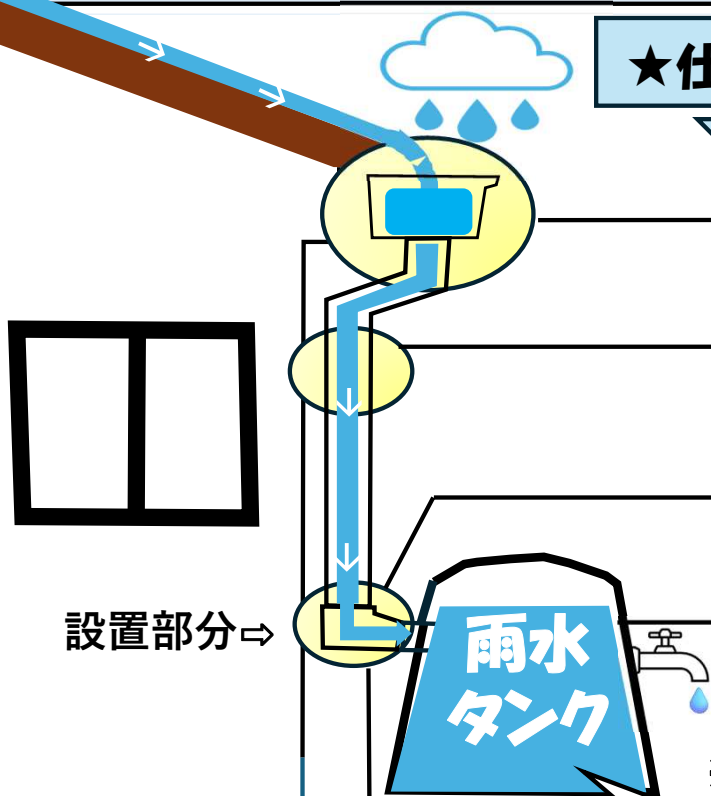
雨水流出抑制施設(雨水貯留タンク)設置補助金制度

★目的

近年の局地的な集中豪雨や都市化の進行などにより、袋井市においても道路や家屋が浸水の被害に見舞われる頻度が高くなっています。

市では、河川の改修や遊水地の整備などを行うと共に市民の皆さんにもできる雨水流出抑制対策を推進するため、新たに雨水貯留タンク補助金制度を創設しました。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

★仕組み



1、雨が雨どいに流れ込む

2、たてといの中を通る

3、設置部分より引き込まれる

4、雨水タンクに貯まる

設置部分⇒

※大雨の前にはタンクの中身を空にする。

★貯まった水の利用

①治水効果

- ・河川、排水路の水位低下

②節水効果

- ・花の水やり
- ・洗車

③防災効果

(災害時の非常用水)

- ・手洗い、洗濯

★生活用水として利用できる！！



「©袋井市」

雨水貯留タンクの設置
に対する**補助金**
が**出ます！！**

※詳しい詳細は
裏をご覧ください

雨水貯留タンクの取り組みを袋井市全体で行っていくことで**大雨に強い**まちづくりにつながります！

★お問い合わせ

袋井市役所 土木防災課 治水対策係

TEL : 0538-44-3166 e-mail : doboku@city.fukuroi.shizuoka.jp

★補助対象

市内に建物（建設予定のものを含む）又は土地を所有している方で雨水貯留施設の設置に伴う費用

- ・貯留貯留施設本体の設置に係る工事費
- ・自らが雨水貯留施設を設置する場合の資材購入費

★補助額

設置費用の2分の1以内（上限3万円、1000円未満切り捨て）

★申請方法 申請者 市

補助金に関する書類の提出は袋井市役所土木防災課（本庁3階）の窓口へ提出をお願いします。

①

事前相談（設置前年度）

- ・4月～10月末日申請予定者事前相談書（様式第1号）を提出



②

交付の申請（設置年度）

- ・補助金交付申請書（様式第2号）・案内図・設置工事の平面図及び配管図
- ・雨水貯留施設設置工事費見積書（様式第3号）・その他必要と認める書類



③

書類審査

- ・提出書類の内容確認



④

補助金の交付決定

- ・交付が適当⇒決定通知書
- ・交付が不適当⇒不交付決定通知書



⑤

設置工事

- ・雨水貯留タンク設置工事



⑥

実施報告書

- ・実施報告書（様式第8号）・設置工事完了平面図及び配管図・工事完了写真
- ・工事に係る請求書及び領収書の写し・その他必要と認める書類



⑦

補助金の確定

- ・書類審査・補助額の確定
- ・雨水流出抑制施設設置費補助金交付確定通知



⑧

補助金の請求書 ※交付確定通知を受領した日から10日以内

- ・雨水流出抑制施設設置費補助金請求書の提出（様式第10号）



⑨

補助金の交付

- ・補助金の支払い

※注意

- ・申請者は事前相談を、設置する前年度4月～10月までに必ず行ってください。
- ・申請は設置の前に必要となりますので注意してください。
- ・雨水貯留タンクは固定してあるもののみが対象となります。
- ・交付決定後工事内容の変更をする場合は工事変更届け（様式第6号）が必要となります。
- ・交付決定後に交付をやめる場合は交付申請取り下げ書（様式第7号）の提出をお願いします。
- ・補助事業を適切に執行するため、施工状況を現地調査において調査させて頂くことがあります。